

新型コロナウイルス感染症にかかる対応について（変更のお知らせ）

雲南市教育委員会

本市の新型コロナウイルス感染症にかかる対応について、文部科学省および厚生労働省、雲南市の方針を踏まえ、保健所の指導のもと、5月30日付の文書の内容を下記のように変更いたします。変更点や注意していただきたいことにアンダーラインを入れています。学校においては、引き続き新型コロナウイルス感染症に対応した健康管理に関するガイドライン等に基づき、感染症対策に取り組んでまいります。ご家庭でもご協力をいただきますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する可能性があります。感染者やその家族に対しては、いたわりの気持ちを持ち、誹謗中傷等を絶対に行わないよう、冷静な判断・行動を心がけていただきますようお願いいたします。

加えて、新型コロナワクチン接種については、あくまで任意で受けるものであり、偏見や差別、人権侵害につながる言動は決して行わないよう重ねてお願いいたします。

【本人の陽性確認・本人に症状がある場合】

1. 児童・生徒（以下、本人）が陽性となった場合（みなし陽性も含む）**（出席停止）**

…保健所が示した期間（おおむね10日間）。

2. 本人に風邪の症状（発熱・咳など）がみられる場合 **（出席停止）**

…同居者のみに同様の症状がみられる場合には、特に症状のない本人の行動制限は設けていない。

【本人が濃厚接触者になった場合】

3. 本人が濃厚接触者となった場合 **（出席停止）**

…自宅待機期間（陽性者との最終接触日を0日目として5日間の自宅待機後6日目に解除、以下同じ）が経過するまで自宅待機。詳細は保健所が示した期間。健康観察期間（おおむね最終接触日から7日間、以下同じ）が経過するまでは十分な健康管理を行い、感染対策を徹底すること。

ただし、同一世帯内に感染者なしの場合は、自宅待機期間が終わっていない段階でも次の3つの要件にすべて適合する場合、登校を可能とする。①本人がオミクロン株による濃厚接触者である、②無症状である、③本人が自主的に最終接触日から2日目と3日目以降に※抗原定性検査キットを用いた検査により陰性が確認できた。健康観察期間が経過するまでは十分な健康管理を行い、感染対策を徹底すること。休んだ期間は**出席停止**。

【同居の家族が濃厚接触者になった場合】

4. 同居者がPCR検査を受けずに濃厚接触者（同一世帯内に感染者なし）に認定された場合 **（出席停止）**

…同居者の自宅待機期間が経過するまで本人は自宅待機。全日、**出席停止**。

ただし同居者の検査（保健所が実施するPCR検査または最終接触日から2日目と3日目以降に※抗原定性検査キットを用いた検査）結果の陰性が確認できた場合、本人の登校を可能とする。休んだ期間は**出席停止**。または同居者が検査を行わない場合でも次の3つの要件にすべて適合する場合、登校を可能とする。①同居者がオミクロン株による濃厚接触者である、②同居者及び本人が無症状である、③本人が自主

的に同居者と陽性者の最終接触日から2日目と3日目以降に※抗原定性検査キットを用いた検査や島根県が行う無料検査により陰性が確認できた、または保健所が実施するPCR検査で陰性が確認できた。休んだ期間は出席停止。いずれも健康観察期間が経過するまでは十分な健康管理を行い、感染対策を徹底すること。

5. 同居者がPCR検査を受けて濃厚接触者（陰性）に認定された場合

…特に本人に対し、行動制限は設けていない。

なお、同居者がPCR検査を受けて、陰性・行動制限がなかった場合も特に本人に対し、行動制限は設けていない。

【同居者がPCR検査を受ける場合】

6. 同居者がPCR検査を受ける場合（幅広で・心配で）

…同居者の検査結果が出ていない段階でも、同居者及び本人が無症状であれば登校を可能とする。

※抗原定性検査キットは、薬事承認されたもので「体外診断用医薬品」に限ります。無症状者に対する唾液検体を用いた抗原定性検査キットの使用は推奨されていないため、抗原定性検査キットを用いる場合は鼻咽頭検体又は鼻腔検体を用いてください。なお、自己採取する場合は鼻腔検体が推奨されています。

また、抗原定性検査キットを用いての検査は自費検査となります。購入される場合は取扱い薬局の薬剤師に相談してください。



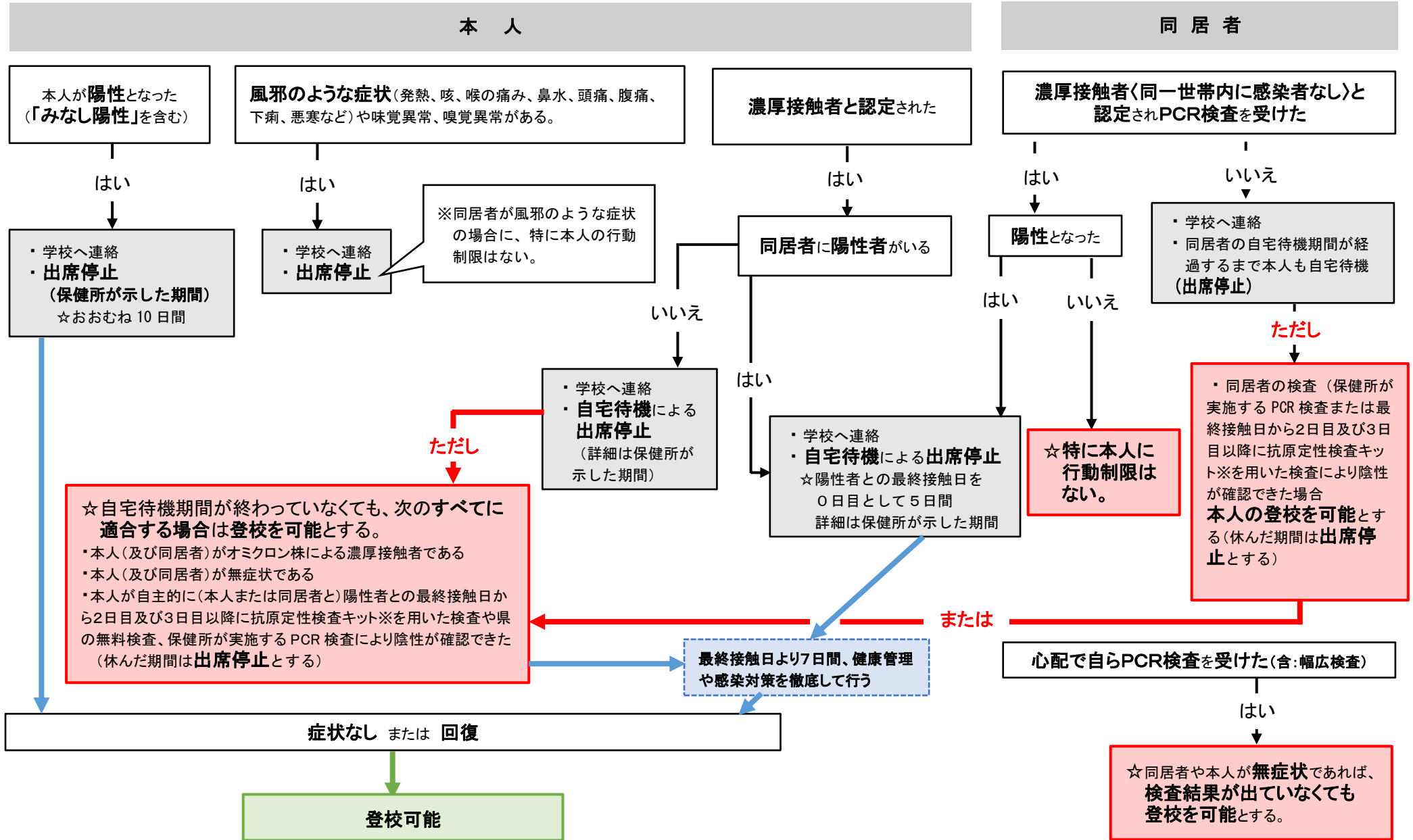
7. その他

○別紙【新型コロナウイルス感染症】出席停止等のフローチャートを参照してください。

○疑問な点等ございましたらお子様の通われている学校か雲南市教育委員会(学校教育課)(0854-40-1072)へご相談願います。

○今後、対応等が変わる場合は改めてご連絡いたします。

【新型コロナウイルス感染症】出席停止等についてのフローチャート(雲南市教育委員会) R4.8.24 作成版



抗原定性検査キット※は、国が承認した「体外診断用医薬品」を使用してください。無症状者に対する唾液検体を用いた抗原定性検査キットの使用は推奨されていないため、鼻咽頭検体又は鼻腔検体を用いてください。なお、自己採取する場合は鼻腔検体が推奨されています。詳しくは取扱い薬局の薬剤師に相談してください。この変更は令和4年8月24日から新たな指針が発出されるまでとします。

